仙北市勤労者対策事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 市内企業に働く従業員の資質の向上や、若年労働者の地元就労の促進、市内企業の活性化を図るため、中小業者等が行う従業員技術修得及び資格取得研修事業に対し、その経費の一部を補助することにより、市内企業の振興に寄与することを目的とした仙北市勤労者対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、仙北市財務規則(平成17年9月20日仙北市規則第38号)及び仙北市補助金等交付規則(平成17年9月20日仙北市規則第39号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 中小企業者等 現に市内において商業又は工業、若しくはサービス業、建設業を 営んでいる者で、かつ仙北市商工会員である者
 - (2) 技術の高度化 新たな技術の導入・開発を行うための未保有技術の修得
 - (3) 新分野への進出 現に製造している製品分野で、より高付加価値製品等の製造、新たな製品製造を行うために必要な資格の取得

(対象)

- 第3条 この要綱における補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす中小企業者等とする。
 - (1) 従業員を5人以上常時雇用していること。
 - (2) 納期の到来した市税を完納していること。
- 2 補助金交付の対象事業は、従業員技術修得及び資格取得研修事業で、市長が適当と認めた事業とする。

(補助金の交付等)

- 第4条 市長は、前条に該当する中小企業者等に対して補助金を交付する。
- 2 この補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 教材費・講師料等主催者からの研修費負担額
 - (2) 研修のための旅費(交通費、宿泊費)
 - (3) その他市長が特に必要があると認めた経費

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、次の各号に定める額で、予算に定めた額の範囲内とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 - (1) 補助対象経費の3分の1以内とし、1人当たり2万円を限度とする。
 - (2) 一中小企業者当たり年度内10人以内とし、20万円以内とする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業者等(以下「申請者」という。) は事業 の着手前に、仙北市勤労者対策事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付 申請書」という。) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支予算書(様式第3号)
 - (3) 受講者名簿(様式第4号)
 - (4) 納税証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められたときは交付の決定をし、仙北市勤労者対策事業補助金交付決定通知書(様式第5号。以下「補助金交付決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(事業の中止又は計画変更)

第8条 第6条の規定により補助金交付申請書を提出した申請者は、事業の計画を変更、 又は中止しようとするときは、仙北市勤労者対策事業補助金変更(中止)承認申請書 (様式第6号)を遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

- 第9条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに仙北市勤労者対策事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「事業実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 収支決算書(様式第8号)
 - (2) 対象経費の領収書(写し)
 - (3) 事業を実施した事がわかる書類(修了証書等)
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定に基づく事業実績報告書を受理したときは、速やかにその審査を行い、補助対象事業の効果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、仙北市勤労者対策事業補助金確定通知書(様式第9号。以下「補助金確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

- 第11条 申請者は、前条の規定に基づく補助金確定通知書を受けた場合は、速やかに請求 書(様式第10号)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、申請者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。 (委任)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。